

＊北海道公報

発行 北海道
(総務部法制文書課)
電話 011-231-4111
(内線 22-271)
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

目次

ページ

告 示

- 産業廃棄物処理施設の設置に係る許可申請書の内容の概要等 (産業物対策課) 四三
- 一般競争入札(物品の購入)の実施 (障害者保健福祉課) 四四
- 大規模小売店舗立地法第五条第一項(新設)の届出 (地域産業課) 四四
- 大規模小売店舗立地法附則第五条第一項(変更)の届出 (地域産業課) 四五
- 土地改良事業の施行の協議の適否の決定 (土地改良指導課) 四七
- 平成十四年度北海道立大学の研修部門における研修の実施 (農業改良課) 四七
- 知事権限に係る保安林の指定の解除の予定 (治山課) 四九
- 道路の区域の変更及び供用の開始 (道路整備課) 四九
- 市町村の決定に係る都市計画の変更に関する図書の写しの縦覧 (都市計画課) 四九
- 建築基準法による指定確認検査機関の業務区域の増加の認可 (建築指導課) 四九
- 平成十四年二級建築士試験及び木造建築士試験の実施 (建築指導課) 五〇
- 補助金等の交付に関する権限の委任の一部改正 (出納局総務課) 五一
- 平成十三年度北海道補正予算の要領 (財政課) 五一
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了 (財政課) 五五
- 開拓記念館告示** 五五
- 特定調達契約に係る入札の公告の一部改正 (財政課) 五五
- 道教育委員会教育長告示** 五五
- 特定調達契約に係る入札の公告の一部改正 (財政課) 五五
- 政治団体の収支報告書の要旨の公表の一部訂正 (財政課) 五五

告

示

北海道告示第331号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)第15条第1項の規定により、産業廃棄物処理施設設置許可申請があった。

なお、産業廃棄物処理施設設置許可申請書(以下「申請書」という。)の内容の概要等は、次のとおりである。

平成14年3月5日

北海道知事 堀 達 也

1 申請の概要

(1) 申請年月日

平成14年2月15日

(2) 申請者の住所、名称及び代表者の氏名(申請者の住所又は氏名)

釧路市釧路町別保原野南21線46番地20

株式会社釧路厚生社 代表取締役 中山 勝範

(3) 産業廃棄物処理施設の設置の場所

釧路市釧路町別保原野南21線45番地1、2

(4) 産業廃棄物処理施設の種類

産業物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第7条第5号

(廃油の焼却施設)、第8号(廃プラスチック類の焼却施設)、第13号の2(産業廃棄物の焼却施設)

(5) 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類

燃え殻、廃油、廃酸、廃プラスチック類、廃アルカリ、紙くず、木くず、繊維くず、

動植物性残さ、動物系固形不要物、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートく

ず及び陶磁器くず、鉱さい、動物の死体、ばいじん、感染性産業廃棄物

法第15条第2項及び第3項に規定する申請書等の縦覧の場所、時間及び期間

(1) 縦覧の場所及び時間

ア 北海道釧路支庁地域政策部環境生活課 午前9時から午後5時15分まで

イ 釧路町住民課 午前9時から午後5時まで

(2) 縦覧の期間

平成14年3月5日から同年4月5日まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法

律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)

3 意見書の提出

(1) この産業廃棄物処理施設の設置に関し、利害関係を有する者は、北海道知事に生活環

境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

(2) 意見書には、意見書を提出する者の氏名及び住所並びに産業廃棄物処理施設の設置場

所及び施設の種類の記載の上、生活環境の保全上の見地からの意見を記述すること。

(3) 意見書は、北海道知事(郵便番号 085-8558 釧路市浦見2丁目2番54号 北海道釧

路支庁地域政策部環境生活課)に平成14年4月19日(金)までに到着するよう提出する

こと。

北海道告示第332号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成14年3月5日

北海道知事 堀 達 也

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量 リハビリテーション用トレッドミル 1台
- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び要求仕様書のとおり
- (3) 納 入 期 日 平成14年3月27日
- (4) 納 入 場 所 北海道立白糠学園（白糠町和天別155-1）

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成13年北海道告示第19号に規定する物品の購入の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関して指名を停止されていないこと。

3 契約条項を示す場所

北海道札幌市中央区北3条西6丁目 北海道保健福祉部総務課

4 入札執行の場所及び日時

(1) 入 札 場 所 北海道札幌市中央区北3条西6丁目
北海道庁赤レンガ庁舎2階 3号会議室

(2) 入 札 日 時 平成14年3月18日 午後2時

(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。

(4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

5 入 札 保 証 金

- (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。
- (2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。

6 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交 付 場 所 北海道札幌市中央区北3条西6丁目
北海道保健福祉部障害者保健福祉課
- (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

7 郵便又は電報による入札

認めないものとする。

8 落札者の決定方法

財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の範囲内で、最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

9 契約書作成の要否

要

10 入札参加申込書の提出

入札参加希望者は、次により所定の入札参加申込書を提出すること。

- (1) 提 出 期 限 平成14年3月13日
- (2) 提 出 場 所 北海道札幌市中央区北3条西6丁目
北海道保健福祉部障害者保健福祉課

11 そ の 他

(1) 開札の時において、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 入札金額に係る消費税等の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。

(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 北海道保健福祉部障害者保健福祉課

イ 所 在 地 郵便番号 060-8588 北海道札幌市中央区北3条西6丁目

電話番号 011-231-4111 内線 25-725

(4) この入札の執行は、公開する。

(5) 詳細は、入札説明書による。

北海道告示第333号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から大規模小売店舗の新設について届出があった。

なお、同法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により平成14月5日までに北海道上川支庁商工労働観光課に到着するよう提出することができる。

平成14年3月5日

北海道知事 堀 達 也

1 届出事項の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
フレッションセンターしまむら西神楽店
旭川市西御料1条1丁目1番1号
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
丸信信栄産業株式会社
代表取締役 林 利明
旭川市旭神町27番地
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社しまむら
代表取締役社長 藤原秀次郎
さいたま市宮原町2丁目19番4号
平成14年10月21日
- (4) 大規模小売店舗の新設をする日
平成14年10月21日
- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,290㎡
- (6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
ア 駐車場の収容台数 65台
イ 駐輪場の収容台数 9台
ウ 荷さばき施設の面積 108㎡
エ 廃棄物等の保管施設の容量 37㎡
- (7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前10時
閉店時刻 午後8時
イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前9時45分から午後8時15分まで
ウ 駐車場の自動車の出入口の数
2か所
エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前9時から午後9時まで
- 2 届出年月日
平成14年2月20日

3 届出書等の縦覧

- (1) 縦覧場所
北海道経済部地域産業課
北海道上川支庁商工労働観光課
旭川市商工観光部商業課
- (2) 縦覧期間
平成14年3月5日（火）から7月5日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に
関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
- (3) 縦覧時間
午前9時から午後5時15分まで。ただし、旭川市は午前8時15分から午後5時15分ま
で

北海道告示第334号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から変更について届出があった。
なお、同法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により平成14年7月5日までに北海道石狩支庁商工労働観光課に到着することができるとの提出がなされた。
平成14年3月5日

北海道知事 堀 達 也

1 届出事項の概要

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
野幌煉瓦陶管株式会社 代表取締役 館脇 敏郎
札幌市中央区大通西2丁目5番地
住友不動産株式会社 代表取締役 高城申一郎
東京都新宿区西新宿2丁目4番1号
- (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地
セリオ のつばる
江別市東野幌本町7番地5ほか
- (3) 変更しようとする事項
ア 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小 売 業 者 名	開 店 時 刻	閉 店 時 刻	変 更 前	変 更 後
	変 更 前	変 更 後		
住友石炭鉱業株式会社		午後 9 時 (年間180日間午後10時)		午後10時
株式会社アイソフラーブ シーズ				
株式会社花扇				
株式会社田中皮革商会	午前 9 時	同 左	午後 9 時	午後10時
有限会社丸三高橋呉服店				
株式会社城晋				
横 澤 恵 子				
住石興発株式会社			午後11時	同 左

- (4) 変更する年月日
平成14年 3月 7日
- (5) 上記(3)の変更に係るもの以外の事項
ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

小 売 業 者 名	住 所	代 表 者 職 ・ 氏 名
住友石炭鉱業株式会社	東京都港区西新橋 3 丁目 20 番 4 号	代表取締役 鈴木 孝夫
株式会社アイソフラーブ シーズ	札幌市東区東苗穂 5 条 1 丁目 2 番 1 号	代表取締役 大谷 喜一
株式会社花扇	札幌市東区北20条東 1 丁 目 1 番 1 号	代表取締役 笠井 一枝
住石興発株式会社	札幌市東区北25条東16丁 目 1 番 1 号	代表取締役 南 恒雄
株式会社田中皮革商会	札幌市東区北12条東 5 丁 目 29 番 地	代表取締役 田中 政之
有限会社丸三高橋呉服店	江別市野幌町58番12号	代表取締役 高橋 俊夫

株式会社城晋	札幌市手稲区前田4条 4 丁目 3 番 6 号	代表取締役 上村 晋一
横 澤 恵 子	江別市野幌松並町10番地 の 8	

- イ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
2,995㎡
- ウ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
- (ア) 駐車場の収容台数
180台
- (イ) 駐輪場の収容台数
50台 (駐輪場①25台、駐輪場②25台)
- (ウ) 荷さばき施設の面積
420㎡ (A棟370㎡、B棟50㎡)
- (エ) 廃棄物等の保管施設の容量
51㎡ (A棟31.5㎡、B棟19.5㎡)
- エ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
- (ア) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前 8 時30分から午後11時05分まで
- (イ) 駐車場の自動車の出入口の数
4か所
- (ウ) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前 6 時から午後10時まで
- 2 届出年月日
平成14年 2月 25日
- 3 届出書等の縦覧
- (1) 縦覧場所
北海道経済部地域産業課
北海道石狩支庁商工労働観光課
- (2) 縦覧期間
平成14年 3月 5日 (火) から 7月 5日 (金) まで (日曜日、土曜日及び国民の祝日に
関する法律 (昭和23年法律第178号) に規定する休日を除く。)
- (3) 縦覧時間
午前 9 時から午後 5 時15分まで

北海道告示第 335 号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第1項の規定により、京極町を行う土地改良（四区地区基盤整備促進〔基盤整備〕（農業用排水））事業の施行の協議について審査の結果、適当と決定した。
その関係書類は、北海道後志支庁に備え置いて、平成14年3月6日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成14年3月5日

北海道知事 堀 達 也

北海道告示第 336 号

平成14年度北海道立農業大学校の研修部門に係るニューリーダー養成研修（農業経営講座、地域づくり講座）、Ｕターン・新規参入者基礎研修を次のとおり実施する。

平成14年3月5日

北海道知事 堀 達 也

1 ニューリーダー養成研修（農業経営講座）

(1) 研 修 期 間 1 年以内

(2) 募 集 定 員 30人

(3) 研 修 目 的 農業の若い担い手に対し、農業経営に関する専門的な知識や技術を習得させ、社会情勢の変化に対応できる幅広い視野と協調性を備えた農業者を養成する。

(4) 研 修 内 容

研修形態	研 修 内 容	日数等	期 間 及 び 場 所
集合研修	1期 経営管理（農業者からのメッセージ） 農業会計 経営計画 農業技術課題研修（課題の設定・実施計画作成）	3日間	平成14年4月16日（火） ～18日（木）
	2期 視察研修（事例研究）	4日間	平成14年7月2日（火） ～5日（金）
	3期 経営管理（営農に必要な金融制度、クミカン制度の基礎知識） 経営分析（経営実態の把握） 経営計画（経営計画の理論と方法）	10日間	平成14年11月18日（月） ～11月29日（金） 北海道立農業大学校

	4期	5日間	平成15年2月24日（月） ～28日（金） 北海道立農業大学校
	農業技術課題研修（営農実践結果の取りまとめ） 経営計画（経営計画の策定）		
農家留学 研 修	農業技術・経営管理の実務	15日間	集合研修を除く期間 道内優良農家

(5) 受 講 資 格 次のいずれかに該当するおおむね30歳までの就農者とする。

ア 学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）による高等学校の農業特別専攻課程を修了した者及び高等学校を卒業後、おおむね1年以上農業に従事した者
イ 法による短期大学及び大学を卒業した者
ウ 北海道立農業大学校長（以下「校長」という。）がア又はイに掲げる者と同等以上の学力を有すると認めた者

(6) 受 講 申 込 手 続 受講を希望する者は、受講願書等を地域の農業改良普及センターに提出すること。
農業改良普及センター所長は、受講申込者を取りまとめ、校長に提出すること。

ア 受 付 期 間 平成14年3月5日（火）から29日（金）まで

イ 提 出 書 類
ア 提出書類
道立農業大学校、各地区農業改良普及センター、各支庁農業振興部農務課、市町村、農協にて配付する。

(イ) 身 上 調 書

(ウ) 写 真 3 枚

(ウ) 写 真 3 枚

申込み前3か月以内に無帽正面上半身を撮影したもの（縦4センチメートル×横3センチメートル）

(7) 受 講 者 の 選 考 校長は、申込者について提出書類により受講者の選考を行う。
(8) 受 講 の 許 可 受講の許可の通知は、平成14年4月10日（水）までに行う。

(9) そ の 他

ア 受講料は徴収しないが、集合研修等に要する経費は実費負担とする。

イ 問い合わせは、北海道立農業大学校（電話番号 01562－4－2121（内線 242） 郵便番号 089－3675 中川郡本別町西仙美里25番地1）又は最寄りの支庁農業振興部農務課若しくは地域の農業改良普及センターに行うこと。

2 ニューリーダー養成研修（地域づくり講座）

(1) 研 修 期 間 1 年以内

(2) 募 集 定 員 30人

(3) 研 修 目 的 農業の若い担い手に対し、地域づくりに関する知識や手法を習得させ、幅広い視野と創造性を備えた地域のリーダーを養成する。

(4) 研 修 内 容

研修形態	研 修 内 容	日数等	期 間 及 び 場 所
集合研修	1期 地域づくりの現状 地域実態調査の手法	3日間	平成14年6月11日(火) ～13日(木) 北海道立農業大学校
	2期 視察研修 (事例研究)	4日間	平成14年7月9日(火) ～12日(金)
	3期 地域の実態分析 地域計画の手法	3日間	平成14年11月6日(水) ～8日(金) 北海道立農業大学校
	4期 地域計画の作成	3日間	平成15年1月28日(火) ～30日(木) 北海道立農業大学校

(5) 受 講 資 格 次のいずれかに該当するおおむね30歳までの就農者とする。

ア ニューリーダー養成研修 (農業経営講座) を修了した者

イ 前号に定める者と同等以上の知識・経験を有すると校長が認めた者

(6) 受 講 申 込 手 続 受講を希望する者は、受講願書等を地域の農業改良普及センターに提出すること。

農業改良普及センター所長は、受講申込者を取りまとめ、校長に提出すること。

ア 受 付 期 間 平成14年3月5日 (火) から29日 (金) まで

イ 提 出 書 類

(ア) 受 講 願 書 道立農業大学校、各地区農業改良普及センター、各支庁農業振興部農務課、市町村、農協にて配付する。

(イ) 身 上 調 書 (ア)に同じ。

(ウ) 写 真 3 枚 申込み前3か月以内に無帽正面上半身を撮影したもの (縦4センチメートル×横3センチメートル)

(7) 受 講 者 の 選 考 校長は、申込者について提出書類により受講者の選考を行う。

(8) 受 講 の 許 可 受講の許可の通知は、平成14年4月10日 (水) までに行う。

(9) そ の 他

ア 受講料は徴収しないが、集合研修等に要する経費は実費負担とする。

イ 問い合わせは、北海道立農業大学校 (電話番号 01562-4-2121 (内線 242) 郵便番号 089-3675 中川郡本別町西仙美里25番地1) 又は最寄りの支庁農業振興部農務課若しくは地域の農業改良普及センターに行うこと。

3 ユターン・新規参入者基礎研修

(1) 研 修 期 間 1年以内

(2) 募 集 定 員 20人

(3) 研 修 目 的 他産業から農業へユターンして就農した者及び農業に新規参入を
決意した者に対し、農業者として必要な基礎的農業知識・技術及び
経営管理能力を習得させ、円滑な就農と経営の安定を図る。

(4) 研 修 内 容

研修形態	研 修 内 容	日数等	期 間 及 び 場 所
集合研修	1期 農業基礎技術 (土壌肥料、作物 保護) 農業技術課題研修 (課題の設定 ・実施計画作成)	3日間	平成14年4月16日(火) ～18日(木) 北海道立農業大学校
	2期 農業機械 (運転操作、保守点検、 整備方法、農作業安全)	4日間	平成14年6月3日(月) ～6日(木) 北海道立農業大学校
	3期 経営管理 (新規就農者の体験談、 農地取得制度、北海道農業の特 徴、経営計画)	5日間	平成14年11月11日(月) ～15日(金) 北海道立農業大学校
	4期 農業基礎技術 (経営形態別作物 生産技術) 農業技術課題研修 (営農実践結 果の取りまとめ)	4日間	平成15年2月24日(月) ～27日(木) 北海道立農業大学校
情報提供	農業技術及び農業経営 (送付される教 材等や北海道立農業大学校又は農業改 良普及センターの職員による巡回指導 により学ぶ)	毎月1 回程度	自宅又は研修先農家

(5) 受 講 対 象 者 次のいずれかに該当する者とする。

ア 他産業からユターンして就農した者

イ 新規に農業に参入した者又は参入を決意した者

(6) 受講申込手続	受講を希望する者は、受講願書等を地域の農業改良普及センターに提出すること。
	農業改良普及センター所長は、受講申込者を取りまとめ、校長に提出すること。
	平成14年3月5日(火)から29日(金)まで
	受付期間
	提出書類
	受講願書
	道立農業大学校、各地区農業改良普及センター、各支庁農業振興部農務課、市町村、農協にて配付する。
	身上調査
	写真3枚
	申込み前3か月以内に無帽正面上半身を撮影したもの(縦4センチメートル×横3センチメートル)

(7) 受講者の選考	校長は、申込者について提出書類により受講者の選考を行う。
(8) 受講の許可	受講の許可の通知は、平成14年4月10日(水)までに行う。
(9) その他	
ア 受講料は徴収しないが、集合研修等に要する経費は実費負担とする。	
イ 問い合わせは、北海道立農業大学校(電話番号 01562-4-2121(内線 242) 郵便番号 089-3675 中川郡本別町西仙美里25番地1)又は最寄りの支庁農業振興部農務課若しくは地域の農業改良普及センターに行うこと。	

北海道告示第 337 号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成14年3月5日

北海道知事 堀 達 也

1 解除予定保安林の所在場所	登別市カルルス町27の9、27の12
2 保安林として指定された目的	土砂の流出の防備
3 解除の理由	道路用地とするため

北海道告示第 338 号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道旭川土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成14年3月5日		北海道知事 堀 達 也			
1	道路の種類	道道			
2	路線名	東山富良野停車場線			
3	道路の区域				
	区 間	変更前後の別	敷地の幅員	延長	国道等との重複区間
	富良野市字フレベツ右岸871番180地先から富良野市字扇山578番地先まで	前	10.90mから19.50mまで	3,496.00m	――
		前	15.47mから180.00mまで	4,780.20m	――
		後	15.47mから180.00mまで	4,780.20m	――

北海道告示第 339 号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次に掲げる市町村が変更した都市計画の図書の写しを北海道建設部都市計画課に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成14年3月5日

北海道知事 堀 達 也

都 市 計 画 の 種 類	市町村名
旭川圏都市計画公園	東 神 楽 町
苫小牧圏都市計画用途地域	苫 小 牧 市
苫小牧圏都市計画特別用途地区（特別工業地区）	苫 小 牧 市
苫小牧圏都市計画地区計画（新生台地区）	苫 小 牧 市
上富良野都市計画公園	上富良野町

北海道告示第 340 号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の22第1項の規定により、指定確認検査機関の業務区域の増加を次のとおり認可した。

平成14年3月5日

北海道知事 堀 達 也

1 名称、代表者の氏名及び住所	財団法人 北海道建築指導センター 理事長 持田 潤
	札幌市中央区北4条西5丁目1番地

第1345号

北海道庁公告

北海道

2 確認検査の業務を行う事務所の住所 札幌市中央区北4条西5丁目1番地	2 試験地及び試験場 (1) 二級建築士試験 札幌市 北海学園大学工学部（札幌市中央区南26条西11-1-1） NTT北海道セミナーセンター（札幌市中央区南22条西7丁目）（学科の試験に限る。）
3 業務区域 次項の(1)の業務は北海道全域、(2)の業務は札幌市全域	札幌市 北海学園大学工学部（札幌市中央区南26条西11-1-1） 旭川市 北海道東海大学（旭川市神居町忠和224） 室蘭市 室蘭工業大学（室蘭市水元町27番1号）（学科の試験に限る。） 釧路市 釧路公立大学（釧路市芦野4-1-1） 帯広市 帯広畜産大学（帯広市稲田町西2線11）（学科の試験に限る。） 北見市 北海学園北見大学（北見市北光235）
4 業務区分 (1) 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条に規定された指定住宅性能評価機関へ住宅性能評価を申請した又は申請する住宅のうち、床面積500平方メートルを超える建築物の確認、中間検査及び完了検査 (2) 用途が住宅（併用住宅、長屋住宅及び共同住宅を含む。）で床面積が500平方メートル以内の建築物の確認、中間検査及び完了検査 (3) 前各号の建築物の計画に含まれる法施行令（昭和25年政令第338号）第146条第1項各号に掲げる建築設備は、それぞれ前各号に含まれるものとみなす。	(2) 木造建築士試験 札幌市 札幌予備学院本館（札幌市北区北8条西14丁目）（学科の試験に限る。） 札幌市 北海道大学高等教育機能開発総合センターE棟（札幌市北区北17条西8丁目）（設計製図の試験に限る。） 北見市 北海学園北見大学（北見市北光235）（学科の試験に限る。）
5 認可年月日 平成14年2月21日	3 受験申込手続 (1) 受験申込書の受付期間及び受付場所 ア 平成14年4月8日（月）から12日（金）までの5日間 札幌市 札幌市民会館会議室（札幌市中央区北1条西1丁目） 函館市 北海道建築士会函館支部（函館市東雲町5-11 寺井ビル3階） 旭川市 建築指導センター（旭川市6条通8丁目左10号 遠野ビル2階） 釧路市 北海道建築士会釧路支部（釧路市錦町5-1 松並建材ビル1階） イ 平成14年4月8日（月）及び9日（火）の2日間 帯広市 ソネビル会議室（帯広市西6条南6丁目3番地） 北見市 北見市福祉センター（北見市北5条東2丁目） 室蘭市 室蘭市文化センター（室蘭市幸町6-23）
6 業務区域の増加の開始年月日 平成14年4月1日	(2) 受付時間 午前10時から午後4時まで
北海道告示第341号 建築士法（昭和25年法律第202号）第13条の規定により、平成14年二級建築士試験及び木造建築士試験を次のとおり実施する。 なお、試験の実施に関する事務は、建築士法第15条の17第1項の規定により、北海道指定試験機関である財団法人建築技術教育普及センターに行わせる。 平成14年3月5日	(3) 受験申込方法 受験申込書は、(1)の受付場所に申込者本人が直接提出すること。ただし、離島その他の遠隔地に居住しているため直接申込みができない等のやむを得ない事情がある場合は、勤務先の証明書（直接持参できない旨を証明したもの）又は住民票が付されているときに限り、郵送によるものでも受け付ける。
1 期日及び時間 (1) 二級建築士試験 ア 学科の試験 平成14年7月7日（日） 午前10時から午後5時10分まで イ 設計製図の試験 平成14年9月29日（日） 午前11時30分から午後4時まで (2) 木造建築士試験 ア 学科の試験 平成14年7月28日（日） 午前10時から午後5時10分まで イ 設計製図の試験 平成14年10月13日（日） 午前11時30分から午後4時まで	

郵送の場合は、(1)の受付場所に、所要の郵便切手をはり付けたあて先明記の受験票返
送用封筒を同封した書留速達により送付することとし、当該受付場所の受付期間の最終
日までの消印があるものに限り受け付ける。

(4) 受験申込書の配布

社団法人北海道建築士会本部（札幌市中央区北4条西5丁目 三井生命札幌共同ビル
3階）及び同会各支部において平成14年4月1日（月）から12日（金）までの間に配布
する（土曜日及び日曜日を除く午前9時から午後5時まで）。

なお、受験申込書の受付期間中は、受験申込書の受付場所においても配布する。

4 合格者の発表

平成14年12月13日（金）予定

なお、学科の試験については、平成14年9月13日（金）予定

5 その他

(1) 設計製図の課題は、平成14年6月26日（水）ころから財団法人建築技術教育普及セン
ター北海道支部（札幌市中央区北4条西5丁目 三井生命札幌共同ビル3階）、社団法
人北海道建築士会本部及び同会各支部に掲示する。

また学科の試験の試験日に試験場に掲示する。

(2) 受験に際し、身体に障害があるため特に何らかの措置を希望する者は、あらかじめ受
験申込み時にその旨を申し出ること。

北海道告示第 342 号

平成9年北海道告示第1274号（補助金等の交付に関する権限の委任）の一部を次のように
改正する。

平成14年3月5日

北海道知事 堀 達 也

保健福祉部所管の事項中第13項を削り、第14項を第13項とし、第15項から第17項までを1
項ずつ繰り上げ、第18項を削り、同事項第19項中「放課後児童特別対策事業」を「放課後児
童対策事業」に改め、同項を同事項第17項とし、同事項中第20項を第18項とし、第21項及び
第22項を2項ずつ繰り上げ、第23項及び第24項を削り、第25項を第21項とし、第26項から第
42項までを4項ずつ繰り上げ、第43項を第39項とし、同項の次に次の4項を加える。

40 在宅介護支援センター運営事業

同

41 生活支援ハウス運営事業

同

42 高齢者世帯付住宅（シルバーハウジング等）生活援助員派遣事業

同

43 介護予防・生活支援事業

同

保健福祉部所管の事項中第59項を削り、第58項を第60項とし、第45項から第57項までを2
項ずつ繰り下げ、第44項を第46項とし、同項の前に次の2項を加える。

- 44 障害者ホームヘルプサービス事業 同
- 45 心身障害児（者）療育等支援施設事業 同

公 報

平成14年第1回北海道議会定例会で議決を経た平成13年度補正予算の要領は、次のとおり
である。

平成14年3月5日

北海道知事 堀 達 也

平成13年度北海道一般会計補正予算（第8号）

平成13年度北海道一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ109,648,379千円を追加し、歳入歳出予算
の総額を歳入歳出それぞれ3,373,681,177千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算
の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加及び変更は、「第2表繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の追加及び変更は、「第3表地方債補正」による。

第1表

歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

（単位 千円）

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
5	地方交付税	813,402,091	2,394,544	815,796,635
7	分担金及び負担金	813,402,091	2,394,544	815,796,635
	1 地 方 交 付 税	54,969,491	2,015,058	56,984,549
	1 分 担 金	3,928,389	368,393	4,296,782
	2 負 担 金	51,041,102	1,646,665	52,687,767
14	諸 収 入	526,224,373	20,750	526,245,123
	6 雑 入	10,337,108	20,750	10,357,858
15	道 債	439,563,000	105,218,027	544,781,027

第1345号

北海道公報

北海

歳入合計	歳出	歳入合計	歳出
1 道 合 計	債 439,563,000	105,218,027	544,781,027
歳 入 合 計	3,264,032,798	109,648,379	3,373,681,177
(単位 千円)			
款 項	補正前額	補正額	計
3 総合企画費	32,092,477	844,217	32,936,694
1 総合企画管理費	11,632,243	844,217	12,476,460
4 環境生活費	12,536,399	102,000	12,638,399
5 保健福祉費	1,317,244	102,000	1,419,244
1 保健福祉管理費	266,418,813	7,870,901	274,289,714
7 農政費	34,101,510	7,870,901	41,972,411
1 農政管理費	297,092,551	18,825,969	315,918,520
4 土地改良指導費	20,395,774	711,746	21,107,520
6 構造改善費	58,045,269	1,023,537	59,068,806
8 農業農村整備事業費	13,587,700	776,330	14,364,030
	154,361,311	15,173,311	169,534,622

8 水産林務費	10 農産園芸費	13,125,243	1,055,912	14,181,155
11 酪農畜産費	8,069,874	85,133	8,155,007	
1 水産林務管理費	141,825,808	12,648,334	154,474,142	
4 栽培振興費	12,897,905	204,956	13,102,861	
5 漁港漁村費	2,297,213	668,128	2,965,341	
11 森林整備費	60,744,643	6,680,268	67,424,911	
12 治山費	10,655,022	2,259,899	12,914,921	
	23,982,464	2,835,083	26,817,547	
9 建設費	535,438,108	68,076,071	603,514,179	
1 建設管理費	42,866,324	33,451	42,899,775	
2 道路橋りょう費	239,290,183	31,915,000	271,205,183	
3 河川費	98,996,117	22,157,330	121,153,447	
5 砂防海岸費	33,254,401	7,437,000	40,691,401	
7 住宅費	39,340,142	2,682,623	42,022,765	
8 都市環境費	40,642,596	2,871,000	43,513,596	
9 公園下水道費	13,056,169	979,667	14,035,836	
10 警察費	149,213,877	1,280,887	150,494,764	
3 交通安全施設費	8,595,714	1,280,887	9,876,601	
歳出合計	3,264,032,798	109,648,379	3,373,681,177	

線 越 明 許 費 補 正 (単位 千円)

款 項	事業	正 補 正	補 正	後 額
3 総合企画費	1 総合企画管理費	—	—	167,241
4 環境生活費	5 自然環境費	—	—	676,976
5 保健福祉費	1 保健福祉管理費	—	—	102,000
7 農政費	1 農政管理費	—	—	8,140,926
	6 構造改善費	—	—	711,746
	8 農業農村整備事業費	—	—	803,830
		27,500	—	3,636,087
		—	—	2,419,927
		—	—	1,484,350
		—	—	5,487,947
		—	—	2,145,000

8	水産林務費	10	農産園芸費	畑作物生産改善対策費	6,356,237	畑作物生産改善対策費	7,412,149
		11	酪農畜産費	酪農畜産経営安定対策費	—	酪農畜産経営安定対策費	85,133
		1	水産林務管理費	公共事業費	—	公共事業費	204,956
		4	栽培振興費	沿岸漁業漁村振興構造改善対策事業費	—	沿岸漁業漁村振興構造改善対策事業費	308,128
		5	漁港漁村費	鮭鱒増殖事業費	—	鮭鱒増殖事業費	360,000
		11	森林整備費	水産基盤整備事業費	—	水産基盤整備事業費	5,226,375
		12	森林整備費	漁港海岸保全事業費	—	漁港海岸保全事業費	920,893
		1	建設管理費	森林保全整備事業費	—	森林保全整備事業費	2,259,899
		2	道路橋りょう費	治山事業費	—	治山事業費	2,806,273
		1	建設費	公共事業費	14,750	公共事業費	48,201
9	建設費	2	道路橋りょう費	道路交通安全構築費	137,900	道路交通安全構築費	1,467,900
		1	道路橋りょう費	道路局部改良費	470,920	道路局部改良費	2,470,920
		2	道路橋りょう費	道路局部改良費	—	道路局部改良費	9,356,000
		1	道路橋りょう費	自転車道整備事業費	—	自転車道整備事業費	230,000
		2	道路橋りょう費	沿道環境改善事業費	—	沿道環境改善事業費	190,000
		1	道路橋りょう費	道路凍雪害防止事業費	206,630	道路凍雪害防止事業費	526,630
		2	道路橋りょう費	過疎豪雪道路代行事業費	—	過疎豪雪道路代行事業費	1,920,000
		3	河川改修費	河川改修費	606,800	河川改修費	12,058,800
		1	河川改修費	小規模河川改修費	51,000	小規模河川改修費	211,000
		2	河川改修費	情報基盤緊急整備事業費	—	情報基盤緊急整備事業費	300,000
7	住宅費	3	都市河川改修費	都市河川改修費	233,800	都市河川改修費	353,800
		1	都市河川改修費	都市河川改修費	—	都市河川改修費	290,000
		2	都市河川改修費	低地対策河川事業費	188,900	低地対策河川事業費	548,900
		3	都市河川改修費	河川環境整備事業費	—	河川環境整備事業費	86,000
		4	都市河川改修費	河川環境整備事業費	155,900	河川環境整備事業費	2,097,900
		5	都市河川改修費	統合河川整備事業費	1,899,800	統合河川整備事業費	3,478,747
		6	都市河川改修費	ダム建設事業費	—	ダム建設事業費	1,648,000
		7	都市河川改修費	砂防海岸費	—	砂防海岸費	2,100,000
		8	都市河川改修費	火山噴火警戒避難対策事業費	—	火山噴火警戒避難対策事業費	370,000
		9	都市河川改修費	地すべり対策費	—	地すべり対策費	182,000
6	住宅費	10	住宅費	急傾斜地崩壊防止事業費	—	急傾斜地崩壊防止事業費	925,000
		11	住宅費	海岸高潮対策費	—	海岸高潮対策費	500,000
		12	住宅費	海岸局食対策費	—	海岸局食対策費	740,000
		13	住宅費	海岸局食対策費	—	海岸局食対策費	270,000
		14	住宅費	海岸局食対策費	—	海岸局食対策費	1,411,703
		15	住宅費	海岸局食対策費	—	海岸局食対策費	—
		16	住宅費	海岸局食対策費	—	海岸局食対策費	—
		17	住宅費	海岸局食対策費	—	海岸局食対策費	—
		18	住宅費	海岸局食対策費	—	海岸局食対策費	—
		19	住宅費	海岸局食対策費	—	海岸局食対策費	—

ダム建設事業費	3,769,000	10%以内
直轄砂防事業費	1,403,000	10%以内
砂防事業費	8,878,000	10%以内
直轄海岸保全事業費	170,000	10%以内
海岸保全事業費	2,655,000	10%以内
公営住宅建設費	5,248,000	10%以内
営路事業費	13,867,000	10%以内
都市公団整備費	1,626,000	10%以内
交通安全施設整備費	1,233,000	10%以内
電子道庁推進事業費	—	—
合 計	439,563,000	—
	544,781,027	—

支庁告示

11のBの事項中「March 27」を「March 29」に改める。

北海道後志支庁告示第13号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第2項の規定による次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成14年3月5日

北海道後志支庁長 浴 山 正 久

- 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
余市郡赤井川村字赤井川318－1のうち
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名
余市郡赤井川村字赤井川74番地2
赤井川村長 竹田 和晃
- 開発許可年月日及び番号
平成13年6月26日 後建指第13－2号

道 開 拓 記 念 館 告 示

北海道開拓記念館告示第2号

平成14年北海道開拓記念館告示第1号（特定調達契約に係る入札の公告）の一部を次のように改正する。

平成14年3月5日

北海道開拓記念館館長 吉 田 和 夫

- 2の事項中(4)を削る。
- 3の(1)のアの事項中「3月14日」を「3月20日」に改める。
- 5の(2)の事項中「平成14年3月27日（水）」を「平成14年3月29日（金）」に改める。

道教育委員会教育長告示

北海道教育委員会教育長告示第6号

平成14年北海道教育委員会教育長告示第5号（特定調達契約に係る入札の公告）の一部を次のように改正する。

平成14年3月5日

北海道教育委員会教育長 鎌 田 昌 市

- 3の(1)のアの事項中「3月13日」を「3月15日」に改める。
- 5の(2)の事項中「平成14年3月19日（火）」を「平成14年4月3日（水）」に、「平成14年3月18日」を「平成14年4月2日」に改める。
- 11Bの事項を次のように改める。
Bid tendering date and time : 1 : 30 P. M. April 3, 2002
(If mailed, bids must arrive no later than April 2, 2002)

道選挙管理委員会告示

北海道選挙管理委員会告示第31号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項の規定に基づき政治団体の収入及び支出に関する報告書について、岩本つよひと連合後援会の会計責任者 北川 栄一 から訂正の報告があったので、同法第20条の規定に基づき、政治団体の収支報告書の要旨の公表（平成13年北海道選挙管理委員会告示第141号）の一部を次のとおり訂正する。

平成14年3月5日

北海道選挙管理委員会委員長 高橋 康之

「1. 収入及び支出のある団体

表 括 総 (1)

政治団体の名称 (資金管理団体届出者・公職の種類)	報告年月日	収入・支出の総額				翌年繰越額	収入の内訳										
		収入総額	前年繰越額	本年収入額	支出総額		党員・会費			寄付			附		事業収入	借入金	
							党員数	党員額	個人分(特定寄付)	法人その他の団体分	政治団体分	小計(あっせん)	政党匿名	合計			
12年分																	
事務局																	
(その他の政治団体)																	
岩本つよひと連合後援会	13. 2. 20	36,962,676	3,169,456	33,793,220	27,320,509	9,642,167			1,085,000		3,000,000	4,085,000	4,085,000	29,704,600			

報 公

北海

死

「1. 収入及び支出のある団体」

表 括 総 (1)

[illegible]

L

[illegible]

(その他の政治団体)																		
岩本つよひと連合後援会	13. 2. 20	36,962,676	3,169,456	33,793,220	27,375,109	9,587,567				1,085,000		3,000,000	4,085,000		4,085,000	29,704,600		

支 出										の 内										訳 費		資産等 の状況
本部・支 部からの 交 付 金	その他の 収 入	経 常 経 費					政 治 活 動					寄 附 費										
		人 件 費	光熱水費	備 品 消耗品費	事務所費	計	組 織 活 動 費	選 挙 関 係 費	機 関 誌紙の 発行事業費	宣 伝 事 業 費	発 行 そ の 他 の 事 業 費	小 計	調 査 研 究 費	交 付 金	経 費	計 (本部支部へ の交付金)						
	3,620	9,087,569	450,859	1,794,107	3,153,623	14,486,158	2,601,479					5,455,623	3,902,033	9,357,656			929,816	12,888,951	無			

に改める。

平成十四年三月五日

火曜日

五八

毎週火・金曜日発行

(購読料金(送料とも)は月額三千四百四十円)

発 行 所

行 集 刷

北海道総務部法制課
北海道印刷株式会社